

部会名	平成 29 年度第 1 回相談支援部会		
日 時	平成 29 年 7 月 19 日 (水) 14:00~16:00		
場 所	板橋区役所本庁舎 南館 4 階 災害対策室 A・B		
参加者	委員等 16 名、オブザーバー 2 名、事務局 3 名		
会議の公開 (傍聴)	公開 (傍聴できる)	傍聴者数	2 人

○協議事項

(1) 平成 29 年度相談支援部会年度計画書 (案) について

今年度課題

- 1.板橋区の相談支援ポリシーを作り、オール板橋で相談支援を進めていく
- 2.板橋区における相談支援の質の確保と、相談支援事業所の計画的な増設のための施策実施
- 3.基幹相談支援センターの役割と機能の強化、および複数設置
- 4.地域生活支援拠点を見越した先駆的な取り組みの実施

(2) 相談支援ポリシーについて

板橋区の相談支援ポリシーの作成について基幹相談支援センターより提案

(3) 相談支援の質の確保について

相談支援の質の確保について基幹相談支援センターより提案

相談支援専門員 1 人当たりの受け持ち件数の目安をつくる、区独自で新任・現任の研修など基幹相談支援センターが中心となり、部会・連絡会等の協力を得て行っていきたい

○報告事項

(1) 計画相談支援の現状と課題

板橋区および都内・全国の計画相談の作成率進捗状況について事務局から報告

平成 29 年 3 月末現在の進捗率

	総合支援法分	児童福祉法分
全国	97.6%	99.3%
都内	96.9%	98.7%
板橋区	93.8%	97.3%

部会名	平成 29 年度第 2 回相談支援部会		
日 時	平成 29 年 10 月 3 日 (火) 10 : 00 ~ 12 : 00		
場 所	板橋区役所本庁舎 北館 9 階 大会議室 B		
参加者	委員等 17 名、オブザーバー 2 名、事務局 3 名		
会議の公開 (傍聴)	公開 (傍聴できる)	傍聴者数	2 人

○報告事項

(1) 相談支援ポリシーについて

板橋区の相談支援ポリシーの作成経過について基幹相談支援センターより報告
 →10/11 に開催された相談支援事業所実務担当者連絡会において、以下のとおり正式決定
 ポリシー「心地の良い関係と居心地の良い環境」
 サブポリシー「あなたらしさを とともに とことん」
 「あなたの暮らしの応援団」

(2) 計画相談進捗状況について

板橋区および都内・全国の計画相談の作成率進捗状況について事務局から報告
 平成 29 年 6 月末現在の進捗率

	総合支援法分	児童福祉法分
全国	98.2%	99.5%
都内	97.4%	99.1%
板橋区	96.0%	99.1%

(3) 障がい福祉計画について

障がい福祉計画について、事務局から報告

(意見等)

- ・計画相談支援や、基幹相談支援センターのことについても計画に盛り込んでほしい。
 →策定委員会でも同様の指摘があった。地域生活支援拠点等の整備を含め、検討をすすめているところである。
- ・障がい児福祉計画も同時に策定され、児童～成人への切れ目のない支援についてクローズアップされているが、成人～高齢者への切れ目のない支援についても考慮すべき。

○協議事項

(1) 障がい福祉計画への提案

相談支援部会からの障がい福祉計画への提案 (別紙) について協議

平成 29 年 11 月 13 日

板橋区地域自立支援協議会
会長 是枝 喜代治 様

板橋区地域自立支援協議会相談支援部会
部会長 中山 眞知子

相談支援部会からの提案（案）

相談支援部会で協議してきた内容から、第 5 期障がい福祉計画に反映していただきたい内容を、以下のとおり提案いたします。

1. 基幹相談支援センターを3か所設置する。

基幹相談支援センターを各福祉事務所管轄に 1 か所ずつ設置することで、障がい者やその家族、サービス提供事業者等から相談しやすい環境を整備するとともに、今後の地域生活支援拠点による地域連携強化を鑑み、より細やかな支援を実現する。

2. 板橋区における相談支援の質の確保

- (1) 新任及び現任相談支援専門員の板橋区独自の研修を実施し、板橋区の社会資源や地域課題の把握、相談支援のスキル向上を図る。
- (2) 計画相談支援の対象者数に比べ、相談支援事業者数・相談支援専門員数が十分に足りている状況ではなく、相談支援専門員が過度に多くの担当を持たなければならない状況にある。計画相談支援における、相談支援専門員の担当利用者数について、板橋区としての原則(担当数)を明示することで、その乖離を地域課題として捉え、相談支援の質の確保に向けて取り組む。(3の提案とリンク)

3. 相談支援事業所を計画的に確保する

指定特定相談支援事業所および指定一般相談支援事業所を増やす取り組みを進める。

特に計画相談支援においては、相当数以上の支援を行わなくても運営できるように、板橋区独自の加算や補助等を創設するとともに、地域移行・定着支援や障害児相談支援についても、事業所を増やしていく。

4. 板橋区の相談支援ポリシーを以下とし、相談支援事業所間で共有して相談支援に活かしていく。

ポリシー 「心地の良い関係と居心地の良い環境」

サブポリシー 「あなたらしさを とともに とことん」

「あなたの暮らしの応援団」